

令和6年 第5回 新富町農業委員会会議録

(令和6年5月28日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和6年 第5回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和6年5月28日（火）					
召集の場所	新 富 町 役 場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和6年 5月28日 午後 2時26分 議長 閉会 令和6年 5月28日 午後 2時52分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1 番	平下 裕敏	○	9 番	長友 保	○
	2 番	前田 章男	○	10番	猪俣 忠	○
	3 番	山口 弘安	○	11番	中山 真一	○
	4 番	芳野 京子	○	12番	仲原 亨	○
	5 番	井崎 誠	○	13番	倉永 英生	○
	6 番	藤井 貞敏	○	14番	新恵 浩二	○
	7 番	太田 茂	○	15番	長友 嘉美	○
	8 番	鬼塚 眞理子	○	16番	出口 幸一郎	○
会議録署名委員		5 番 井崎 誠 委員 8 番 鬼塚 眞理子 委員				
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	宮本 信一	○			
	局長補佐	嶋末 剛	○			
	主幹兼係長	池田 美季	○			
	係長	中谷 静江	○			
会議に付した事件		別紙のとおり				
議 事 日 程		別紙のとおり				
会 議 の 経 過		別紙のとおり				
議 案 写		省 略				
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (4) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定の集積計画承認について
- (5) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定の集積計画承認について

議案第27号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について

議長 ただ今から、令和 6 年第 5 回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員 8 名、農地利用最適化推進委員 8 名であります。定足数に達していますので総会は成立しております。

議長 4 月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

議長 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。
 会議録署名委員に 5 番 井崎 誠委員、8 番 鬼塚眞理子委員を指名いたします。

議長 日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。
 お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なし声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

議長 それではさっそく議事に入りたいと思います。
 日程第 3 議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 その 1 について、現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 1 についてご説明いたします。
 譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は大字下富田■■■■■■■■■、田で 956 m²です。
 所有権移転の経営規模拡大で対価額■■■円の 10a あたり■■■■■円となっております。
 次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

長友嘉 ないです。

議長 次に、その 2 について事務局に説明を求めます。

事務局 その 2 についてご説明いたします。

譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■さん、申請地は大字上富田■■■■■■■■ほか全 10 筆 16,749 m²で、田が 3 筆の 3,985 m²、畑が 7 筆で 11,492 m²、所有権移転の譲渡人による遺言による遺贈となっております。この度の申請は法定相続人ではない甥に土地を遺贈する旨の結号によるものです。遺贈により法廷相続人以外の者が農地を譲り受ける場合、農地法第 3 条の許可が必要となります。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、耕してあり耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

出口 ありません。

議長 ただ今、説明が終わりましたがご質問等はないでしょうか。

(質疑の時間をとる)

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 23 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 23 号については申請どおり承認されました。

議長 次に、議案第 24 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 ここでお諮りします。

議案第 25 条のその 2 については関連がありますので一括して審議を行いたいと思いますがいかがでしょうか？

(異議なしの声)

議長 それでは一括して審議を行いたいと思います。

議長 その 1 と議案第 25 号のその 2 について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。こちらの議案につきましては 24 号のその 1 は 4 条申請で進入路、25 号のその 2 の方が 5 条で個人住宅を建てる計画で申請が上がっております。(航空写真で現地を示しながら説明) 現地調査資料の 1 ページの方をご覧ください。申請人は■■■■■■■■■■さんで、申請地は大字新田■■■■■■■■■■、登記地目が畑の 107 m²になっております。2 ページの利用計画図をご覧ください。申請内容は自宅に通じる進入路で面積は 107 m²、場所は■■■■地区集会場から北北西へ 20m 進んだ土地になります。申請理由は議案書に記載のとおりです。

なお、第 1 種農地と判断しておりますが「住宅のその他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」ということで不許可の例外に該当すると考えております。こちらの 24 号議案の説明は以上となります。

併せまして 25 号のその 2 についてご説明いたします。現地調査資料の 5 ページになります。

譲受人は■■■■■■■■■■さん、譲渡人は■■■■■■■■■■さんになります。このお二方が親子関係になります。申請地は大字新田■■■■■■■■■■で、先ほどの土地の北に隣接した土地になります。登記地目が畑の 306 m²で所有権移転の親子間での無償贈与になっております。申請内容は一般個人住宅になっております。現地調査資料 2 ページと 6 ページの利用計画図を載せておりますのでご覧ください。

申請理由は議案書記載のとおりでございます。こちらも同様に第 1 種農地と判断しておりますが「住宅のその他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」ということで不許可の例外に該当すると考えております。説明については以上でございます。

議長 それでは担当委員から、現地調査の報告をお願いします。

3 番 山口弘安 委員

山口 3 番山口が現地調査の報告をいたします。現地を見ましたところ周辺は完全に宅地化しており問題ないと思われます。以上です。

議長 地元委員からはなにかありますか。

猪俣 ないです。

議長 ただ今、議案第 24 号と議案第 25 号のその 2 について説明が終わりましたがご質問等はないですか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 24 号および議案第 25 号のその 2 について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 24 号および議案第 25 号のその 2 については申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 次に、議案第 25 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。現地調査資料の 3 ページをご覧ください。譲受人は■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■株式会社 代表取締役 ■■■■さん、譲渡人は■■■■■さんです。申請地は大字新田■■■■■■■■■■で、■■■地区集会所からから南西へ 60mほど進んだ土地になります。（航空写真で現地を示しながら説明）登記地目が畑の 1,160 m²で借地料は年■■■■円です。申請内容は太陽光発電設備建設です。建

築面積は 1,065 m²になります。現地調査資料 4 ページの利用計画図をご確認ください。

申請理由については、議案書記載のとおりでこちらは第 2 種農地と判断しており許可相当と判断しました。説明について以上でございます。

議長 それでは担当委員から、現地調査の報告をお願いします。

議長 6 番 藤井貞敏 委員

藤井 6 番藤井が現地調査の報告をいたします。現地を見たところ周りの環境にも何ら問題なく設備もちょうど設計されているみたいで何ら問題ないと思います。以上です。

議長 地元委員からはなにかありますか。

猪俣 ないです。

議長 次に、その 3 について事務局に説明を求めます。

事務局 その 3 についてご説明いたします。現地調査資料の 7 ページ目になります。譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■・■■■■■さんになります。申請地は大字上富田■■■■■■■■■■及び■■■■番地で■■■■■■■■の北に隣接する土地になります。(航空写真で現地を示しながら説明) 登記地目が田の 1,454 m²で所有権移転の土地代が■■■■円です。申請内容は■■■■■■■■建設になっております。建築面積は 196 m²になります。併せて現地調査資料 8 ページの利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりでございます。こちらが都市計画区域内の農地でございますので、第 3 種農地と判断しており許可相当と判断しました。説明については以上でございます。

議長 それでは、地元委員も兼ねて現地調査の報告をお願いします。

13 番 倉永英生 委員

倉永 13 番倉永が現地調査の報告を申し上げます。先ほど現地調査を行ったところ■■■■の隣ということで、現地については問題ないことと

判断いたしました。以上です。

議長 次に、その 4 ついて事務局に説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。現地調査資料の 9 ページ目の方をご覧ください。譲受人が■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さんです。申請地が富田南■■■■■で■■■■■の作業場からの東 30m 進んだ土地になります。(航空写真で現地を示しながら説明) 登記地目が畑の 295 m²で所有権移転の土地代■■■■円です。申請内容は一般個人住宅になっております。建築面積が 62.10 m²になります。現地調査資料 10 ページ目の利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりでございます。都市計画区域内の農地になりますので第 3 種農地と判断して許可相当と判断しております。説明については以上でございます。

議長 それでは、地元委員も兼ねて現地調査の報告をお願いします。

13 番 倉永英生 委員

倉永 13 番倉永が現地調査の報告を申し上げます。現地調査を行ったところ住宅地内ということと排水等についても既存の排水路を利用するという事で何ら問題ないと判断したところであります。以上です。

議長 次に、その 5 ついて事務局に説明を求めます。

事務局 その 5 についてご説明いたします。現地調査資料の 11 ページ目をご覧ください。譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地が富田南■■■■■で、先ほど説明しました土地のその 5 の西に隣接した土地になります。登記地目が畑の 295 m²で所有権移転の土地代は■■■■円になっております。申請内容が資材倉庫建設で、建築面積は 69.56 m²です。現地調査資料 12 ページ目の利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりでございます。都市計画区域内の農地でございますので第 3 種農地と判断して、許可相当と判断しました。説明は以上でございます。

議長 それでは、地元委員も兼ねて現地調査の報告をお願いします。

13 番 倉永英生 委員

倉永 13 番倉永が現地調査の報告を申し上げます。先ほどの案件と同様に、隣ということと住宅地内ということで排水等についても既存の排水路を利用できるという事で問題ないと確認しました。以上です。

議長 次に、その6について事務局に説明を求めます。

事務局 その6についてご説明いたします。現地調査資料の13ページ目をご覧ください。譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さんです。申請地が大字上富田■■■■■■■■で、■■■■■■■■から南に50mほど進んだ土地になります。(航空写真で現地を示しながら説明)登記地目が田の1,013 m²で所有権移転の土地代は■■■■円です。申請内容は■■■■■■■■建設で、建築面積は764.9 m²、現地調査資料12ページ目の利用計画図の方もご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりです。第1種農地と判断しておりますが「既存施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)」ということで不許可の例外に該当すると判断しております。説明については以上でございます。

議長 それでは、地元委員も兼ねて現地調査の報告をお願いします。

13 番 倉永英生 委員

倉永 13 番倉永が現地調査の報告を申し上げます。現地調査を行ったところ既存の施設と隣接しているということと、特例のところに該当するということを確認いたしました。何ら問題ないと判断いたしております。以上です。

議長　ただ今、議案第 25 号その 1 及びその 3 からその 6 について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。

議案第 25 号その 1 及びその 3 からその 6 について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 25 号その 1 及びその 3 からその 6 については申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 次に、議案第 26 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権設定の集積計画承認について」を議題といたします。

議長 それでは、貸借権設定について事務局に一括して説明を求めます。

事務局 その 1 からその 4 につきましては、十文字案件及び個別案件です。再設定になりますので説明を省略いたします。

議長 ただ今、議案第 26 号について説明が終わりましたがご質問等はないですか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 26 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 26 号については承認されました。

議長 次に、議案第 27 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 からその 39 まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局 議案第 27 号についてご説明いたします。農地中間管理事業の地域案件および個別案件の内容になっております。なお、借り手予定者につきましては、28 から 29 ページの様式第 7 号の農地利用集積等促進計画（案）をご確認ください。説明については以上となります。

議長 ただ今、議案第 27 号について説明が終わりましたが、ご質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 27 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 27 号については承認されました。

議長 以上で、令和 6 年 5 月 28 日開会の第 5 回新富町農業委員会定例総会に付議されました案件は全て審議終了しました。これをもって閉会いたします。ありがとうございました。

令和 6 年 月 日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____